

| ノー・ニュークス通信 2016年8月2日配信 |

原発メーカー訴訟原告および支援者のみなさま

原発メーカー訴訟判決言い渡し期日が7月13日東京地裁で開かれました。十分な審理を尽くしていない不当な判決でした。

本日の通信は、(1) 訴訟の現在の状況、(2) 判決要旨、(3) 準備に取り掛かろう！(4) 原告団の組織化についての提案、(5) 会計報告、をお送りします。高裁へ向けて、なお一層のご支援とご協力をお願いいたします。

\ |—————| /

<原発メーカー訴訟の現在の状況 (弁護団事務局 寺田伸子) >

平成28年7月13日(水)午後4時、東京地裁103号法廷において、一審における判決言い渡しがあり、原告団の請求は棄却されました(債権者代位権の請求に対しては却下)。判決理由によれば、裁判所が審理を尽くしたとは言いがたく、また裁判官の忌避申立てにおいても明示したとおり、当方の主張はまだ終わっておりません。したがって、原告団・弁護団は控訴審における判断を求めるべく、弁護団において控訴状及び控訴理由書の準備に入っています。(なお、忌避申立てについては、最高裁判所に特別抗告をしていますが、これによって訴訟は停止されないため、判決言渡しとなりました)。引き続き、原告団の皆様のご協力をお願いいたします。徹底的に、責任集中制度の不合理、原発メーカーの賠償責任を追及しましょう。No Nukes!!

\ |—————| /

<原発メーカー訴訟判決要旨 (弁護団) (平成28年7月13日) >

1. 原賠法の責任集中制度の違憲性について

(1) ノーニュークス権

・原告らの主張するノーニュークス権とは、要するに人格権および環境権として憲法上保障されている人権を、原発事故の場合にあてはめた際にどのような具体的権利を有していることになるか、という点についての理解を述べたもの。

- ・確かに具体的な危険がある場合に差し止めを認めることができるが、それ以上に、原発事故が発生した場合に、人格権および環境権として、直ちに原告らが主張するような、原発メーカーに対して直接完全な損害賠償請求する権利が発生するものと解することはできない。

- ・モラルハザードの主張については、原賠法の当否についての政策論を述べるものにすぎない。

- ・責任集中制度がノー・ニュークス権を侵害して違憲であるとは認められない。

(2) 財産権

- ・損害を被った者が、損害賠償を受けるために誰にどの範囲で請求権を行使できるものとするかは、被害回復のために合理的なものといえないような特段の事情がない限り、原則として、立法裁量の範囲。

- ・原賠法によれば、損害の賠償を全うされるように規定が整備されている。

- ・現に損害の賠償はなされており、支援機構の援助も継続する見込み。

→よって、原賠法の責任集中制度は、被害回復のために合理的でないとはいえず、立法の裁量の範囲内。財産権を侵害するものではない。

(3) 平等権

- ・責任集中制度が合理的でない判断できないことは、前記のとおりであるから、合理的理由のない差別ではない。

(4) 裁判を受ける権利

- ・法律を適用した結果、裁判を受ける権利を有していないとされた者の請求が認められないとしても、その法律が違憲無効でない限り、それ自体が、裁判を受ける権利を侵害するものとはいえない。

2. 被告らが原賠法の責任集中制度による免責を主張することの権利濫用該当性について

原賠法により、被告らがその責任を負うことはなく、原告らの被告らに対する損害賠償請求権が行使できないことに帰着するため、被告らは何らかの権利を行使しているわけではないから、主張自体失当である。

3. 「原子力損害」該当性→省略

4. 以上により原告の請求は棄却する。

5. 債権者代位権の行使

東電に対して支援機構が資金交付を継続。 貸借対照表でも一貫して資産超過。 損益計算書でも利益あり。

→よって、東電は債務超過に陥る兆候なし→東電は無資力の状態にない。したがって、原告適格（債権保全の必要性）が認められず、却下。

＼ |—————| /

<準備に取り掛かろう！ （弁護団共同代表 島昭宏） >

2016年7月16日午後4時、東京地裁での原発メーカー訴訟の判決言渡しは、実質10秒で終わった。

何しろ、第4回口頭弁論で、我々が今後の立証予定を述べ、被告らの反論に対しても再反論すると明言したにもかかわらず、その機会を与えることもなく、突如として弁論を終結した裁判体だ。まともな判決など期待できるわけがなかった。

それでも、安易な予定調和を許さない人々は、これまで通り103号法廷を埋め尽くした。

わずか10秒足らずの裁判長の空虚な宣言を聞くために。

みんな知っているのだ。

この裁判の意味を。

法廷を埋め尽くすことの重大さを。

弁護団を鼓舞することの必要性を。

ここは、原発メーカーが、一切の責任を負わないことを約束された上で、巨大な利益を確約さ

れるという責任集中制度の不合理性を、司法に問うことができる唯一の場。

歴史の検証に耐えうる議論を尽くすべきは当然のことだ。

人格権と環境権の区別さえまともに理解しない、未熟な法律論に基づく、極めてずさんな判決を突きつけられたところで、僕たちを落胆させることはできない。

どちらにしろ、ここで終わることはないのだから。

さあ、すぐに、被告らも裁判所も、逃げ道のないところまで追い込むための準備に取り掛かろう。

法廷を埋め尽くす熱い思いと世界中に散らばる同士たちと共に。

No Nukes Rights!

＼ |—————| ／

<原発メーカー訴訟原告団の組織化について>

先日 13 日の原発メーカー訴訟の判決の後、17 時から弁護士会館で報告会が開かれましたが、その最後の原告の方々に意見・感想を述べていただく時間に、何人もの方から「これから控訴審に向かうに当たって原告団をキチンと組織化して弁護団と一緒に訴訟をしっかりと支えていく必要がある」との意見が出されました。原告団世話人会としても同様に考えていたので、その場の参加者約 60 名にたたき台として「原発メーカー訴訟原告団規約（案）」をお配りしました。

現在「原発メーカー訴訟の会事務局」が本人訴訟団に牛耳られ、大多数の原告の意思とは違う運営がされており、弁護団を代理人とするこの訴訟に一切の支援、資金的援助がされておられません。

この訴訟は法律論が主体であり、専門家である弁護団の活動を支える支援活動が重要であり、それを中心とする原告団の結成が大切です。

「原発メーカー訴訟原告団規約（案）」の基本的な考え方は以下です。

(1) 会員は弁護団を代理人とする委任契約を締結した原告

- (2) 役員として3名以下の世話人共同代表および1名の会計世話人を置く（任期2年）
- (3) 会の収入は原告および一般市民からのカンパとする
- (4) 総会は年一回の定期総会と必要に応じて開催する臨時総会とした最高議決機関
- (5) 会の運営のために「世話人会」を置く。世話人会は役員と世話人からなる。世話人は原告の中からこの会の企画、運営、具体的業務について自主的に関わって活動する者とし、個人を特定しない。（これは従来から支援活動の中核となっている世話人会の方式を是としたものです）

集団訴訟にありがちな、特定個人の思想・信条による会の私物化、独善を避けるために複数の共同代表による民主的運営と実質的な支援を可能にする組織案です。

原告になられた方は2013年ころの「原告募集チラシ」を見て、或いは「原発メーカーが賠償責任を負わないのはおかしい」と感じて原告になられた方々で、それを具現化したのが「訴状」ですから、この「原告団」はそれを基本線として活動します。

以下に、「原発メーカー訴訟原告団規約（案）」を示しますので、コメントがあれば、「原発メーカー訴訟 原告団・弁護団公式サイト」にあります「連絡先」

(genkokudan@nonukesrights.holv.jp) をクリックしていただき、世話人会にメールを送ってください。

【今後の予定】

(1) 皆さまから「原発メーカー訴訟原告団規約（案）」についてご意見を伺い、最終的に「原告団規約」を固めます（付随する選挙規定等も作成します）。

(2) 日程は未定ですが、全原告宛てに「原告団規約」「会員登録申請書」などと共に「原発メーカー訴訟原告団 総会案内」を郵送またはネット配信し、総会を開き、規約類と選挙による人事を決めます。

(3) それに則って活動します。

<<原発メーカー訴訟原告団規約（案）>>

第1条（名称）

本会は、原発メーカー訴訟原告団と称する。

第2条（事務所）

本会は、事務所を〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階に置く。

第3条（目的）

本会は、原子力発電所製造メーカーに対する損害賠償請求訴訟（東京地裁平成26（ワ）2146号及び平成26（ワ）5824号訴訟及びその上級審訴訟。以下、「原発メーカー訴訟」という）に関する事務、各原告への広報活動、一般市民に対する啓発活動等を行うことを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1） 原発メーカー訴訟の支援業務
- （2） 各原告への原発メーカー訴訟に関する広報業務
- （3） 一般市民に対する原発メーカー訴訟の普及啓発に関する業務
- （4） 前項の目的達成に必要なその他の業務

第5条（会員）

本会の会員は、原発メーカー訴訟において弁護団を代理人とする委任契約を締結した原告とする。

従って委任契約が消滅した原告は会員資格を失う。

第6条（役員）

本会は、役員として3名以下の世話人共同代表および1名の会計世話人を置く。

第7条（役員を選任）

本会の役員は、会員の中から総会において選挙により選任する。選挙手続きは別途定める。

第8条（役員の任期）

役員は、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第9条（役員を解任）

本会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、本会は、その総会の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- （1） 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- （2） 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき

第10条（役員の仕事）

世話人共同代表は、定期的に世話人会を招集し、本規則に則って会の運営を世話人と共に行う。

第11条（総会および会期）

本会は、毎年1回以上、通常総会を開催する。

2 臨時総会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

（1）世話人会が必要と認め、世話人共同代表全員が開催に合意した場合

（2）会員総数の5分の1以上から会議の目的、審議事項、議案書を記載した書面により招集の請求があった場合

3 総会は以下の事項について議決する。

（1）規約の変更

（2）解散および合併

（3）事業報告および収支決算

（4）その他運営に関する重要事項

4 会期は毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

第12条（総会の招集）

総会の招集は、世話人共同代表が行い、少なくともその開催の14日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項、議案書を会員に通知しなければならない。また、前条2項の（2）の場合、請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第13条（総会の議決方法等）

総会は、会員総数の1/5の出席がなければ開くことができない。

2 総会に出席できない会員は審議事項それぞれについて意思を示した書面の提出、または総会の議決において被委任者を指定した委任状の提出（被委任者の指定がない場合は議長委任と見なす）をもって、総会出席とみなす。

3 総会の議長、および書記は、総会において出席会員のうちから選出する。

4 総会においては、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

5 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

6 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時および場所

（2）正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合に当たっては、その数を付記すること。）

（3）審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

第14条 (会の運営)

この会の円滑な運営を行うために以下の会議体を置く

1. 世話人会

世話人会は世話人代表と世話人からなる会議体で、協力して第4条に定められた事業について、その企画、運営、具体的業務の執行を行う。

2. 世話人

世話人には原告の中からこの会の企画、運営、具体的業務について自主的に関わって活動する者は誰でも世話人として参加できる。

第15条 (会計および会計監査)

会の運営に必要な経費は会員および一般市民からのカンパによる収入で賄う。

2 会計を担当する会計世話人1名は総会で選任され、会計世話人はその収支状況を定期的に世話人会に報告し、世話人会の承認を得なければならない。また、総会において年間の会計報告をしなければならない。

3 総会に提出する会計報告は事前に会計監査人による会計監査を受けなければならない。

4 会計監査人は世話人会で、公正かつ正確に判断できる基準で選任し、世話人共同代表が依頼する。

第16条 (規約の変更、解散および合併)

規約の変更は総会に出席した会員の過半数の議決を経て変更ができる。

2 会の解散及び合併は世話人代表による提案で、総会の議決により執行できる。解散の場合、世話人代表は残余財産の処分方法についても併せて提案しなければならない。

第17条 (雑則)

第14条 (会の運営) において必要な細則は世話人会での承認を得て定め、執行する事ができる。

2 この規約に定められていない事態が発生した場合は、会社法 (平成17年7月26日法律第86号) に準じるものとする。

3 本規約は、2016年×月×日より施行する。

\\ |-----| /

<会計報告 (原告団 世話人会 会計係り 及川譲詞) >

2016年6月1日から2016年6月30日までの収支は以下の通りです。

前のご報告 5/31

現在繰越金： ¥779,740

収入合計： ¥101,000

内訳：振替口座へのカンパ（6/1～6/30）（¥82,000／24名）、手渡しカンパ（¥19,000／4名）

支出合計： ¥243,624

内訳：ノーニュークス通信 2016/06/17号発行費用（7/13傍聴予約ハガキ同封）（¥201,944）、
第4回口頭弁論出席弁護士交通費実費精算（¥29,516）、裁判官忌避の即時抗告の印紙・郵券
（¥2,000）、弁護団諸経費一部負担6月分（¥10,000）、委任状返送料・領収書送送料（¥164）

期間収支： ¥-142,624 （2016年6月1日から2016年6月30日）

6/30現在繰越金：¥637,116

＼ | ————— | /

7月13日の判決言い渡し期日後の記者会見、報告集会の様子はホームページでご覧いただけます。

ホームページ：<http://nonukesrights.holy.jp/>

フェイスブック（日本語版）：<https://www.facebook.com/nonukesrights>

フェイスブック（英語版）：<https://www.facebook.com/nonukesrights2/>

以上

原発メーカー訴訟原告団世話人会

=====

弁護団・原告団では皆さまからのお便りをお待ちしています。力を合わせて勝訴をかちとりましょう。

原発メーカー訴訟原告団世話人会のメールアドレス：

genkokudan@nonukesrights.holy.jp

原発メーカー訴訟原告団世話人会及び弁護団事務局の住所：

〒104-0045

東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階

アーライツ法律事務所気付

原発メーカー訴訟原告団世話人会 または 原発メーカー訴訟弁護団事務局